

議 事 録		作 成 日	令和元年 11 月 12 日(火)
		作 成 者	建設部 上下水道課
会議名	第 3 回 宮津市水道使用料金等審議会		
開催日時	令和元年 11 月 5 日(火) 10:00~11:40	開催場所	宮津市役所 第 5 会議室
出席委員	藤本 長壽 : 宮津市自治連合協議会 会長 黒岡 芳子 : 宮津市地域女性の会 会長 藤原 高広 : 宮津地区労働者福祉協議会 会長 今井 一雄 : 宮津商工会議所 会頭 今井 一雄 西村 正大 : 宮津天橋立観光旅館協同組合 理事 三好 ゆう : 福知山公立大学 准教授 【欠席】 四蔵 茂雄 : 舞鶴工業高等専門学校 教授		

内 容	
1	挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より開会にあたっての挨拶
2	水道使用料金等の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より前回審議会時の質問項目及び追加資料について説明。(事務局説明要旨を参照) <質疑> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町での料金見直しの議論の際、企業等の大口利用者の意見は。また、大口利用者に対する特別の施策はあつたりするのか。 <ul style="list-style-type: none"> →大口利用者に注目して、意見や施策の有無を確認していない。複数の市町に確認する。(事務局) ・資料 2 (前回「資料 5」の差し替え) について、例えば 5 年ごとの見直しの場合、10 年後には現行料金から約 70%増の料金となっているという理解でよいか。 <ul style="list-style-type: none"> →そのとおりである。しかしながら、あくまで現状における推計値であり、今後増減することは考えられる。(事務局) ・大口利用者の利用実態によって、料金のあり方も変わるのでは。宮津市のように月別に利用量が大きく変動する場合と年間を通して一定の場合など。他市町の実態が知りたい。 <ul style="list-style-type: none"> →次回審議会において提示する。(事務局) ・今回の各試算において、料金が上がったため使用量が減るといった試算はされているのか。 <ul style="list-style-type: none"> →料金見直しによる影響は加味していない。(事務局) ・一般会計からの繰入金は令和 11 年度までしかもらえないのか。 <ul style="list-style-type: none"> →令和 11 年度以降も継続であるが、国の基準に基づくものであるため、確約されたものではない。また、令和 11 年度以降は、高料金対策による繰入額が増加していく傾向のため、財政課側との調整も必要である。(事務局)

内 容

- ・見直し年度、基本料金と従量料金のバランスについて、事務局側の考えは。
 - 見直し年度については、経営戦略では5年ごととしているが、状況の変化を的確に捉えるため3年ごととする考え方もあり、どちらが好ましいというものは無い。
 - 基本料金と従量料金のバランスについては、最終的には、全国的な考え方で算定した基本料金とするのが望ましいと考えている。しかしながら、今回の料金見直しで適正な基本料金とすると、基本料金としての改定率が非常に大きくなる点については、懸念している。(事務局)
- ・宮津では、毎月検針しているが、費用削減の点から2ヶ月に1回とすることは考えているのか。
 - 経費の削減案として検討は行っている。(事務局)
- ・下水道料金の今後の見込みは。水道料金の審議であることは理解しているが、下水も料金が上がる見込みであれば、考え方も変わる。
 - 下水道については、令和2年度より公営企業会計を適用する見込みであり、その決算を基に今後の収支見通しを試算する予定ではあるが、現時点で一般会計より多額の赤字補てんを受けている状況であり、非常に厳しい見通しとなることが予想される。
 - 水道と下水を一体のものとして議論すべきという考え方については同意であり、次回の審議時には、水道と下水を一体として審議会を設置したいと考えている。
 - 今回は、水道事業の経営改善が喫緊の課題であるため先行した審議となっているが、ご理解いただきたい。
- ・料金とは少しずれるが、漏水時の減免制度について、給湯器を経由した後に漏水していた場合、減免が使えなかったと聞いたことがある。もう少し幅をもたせた運用をお願いできないのか。
 - 原則として、家庭内の配管については使用者が責任をもって保守してもらうこととしている。その上で、漏水の発見が困難なケースについて、減免制度を適用している。漏水とはいえ、お金をかけて作っているものが流れている以上、一定の基準を設けないと、しっかりと保守されているご家庭にその負担が上乗せされる形になる。ご理解いただきたい。(事務局)
- ・審議会での答申として、まとめ上げるべき内容について事務局としての考えは。
 - 料金改定の必要性については、前回の審議会でも同意いただけたものと考えている。
 - あとは、料金見直しの時期(何年ごとに行うべきか)と、基本料金と従量料金のバランスについて、意見を頂戴したい。(事務局)

<意見>

- ・水道料金のあり方については、独立採算の考えを柱とすべきであり、要支援者対策としてのセーフティネットや産業振興の視点を大事にすることで、料金のあり方がぶれるべきではない。弱者対策や産業振興は重要な視点であるが、行政施策として実施すべきである。
- ・見直し検討時期については、頻繁な料金改定は市民の理解が得られ難いと思われるため、5年ごとに行うのが良いのではないかと。
- ・水道事業の健全な経営のため、収支バランスがとれる料金改定率とすることはやむを得ない。
- ・基本料金と従量料金のバランスについては、全国の類似団体等を調べ検討してほしい。

内 容

<総括>

- ・料金の見直し時期については、5年ごととし、水道事業の健全な経営のため、5年間の収支バランスがとれる料金改定率とすることはやむを得ない。
- ・基本料金と従量料金のバランスについては、次回の審議会で意見をまとめる。

5 その他

次回の審議会は、令和元年12月4日（水）午後2時30分からとする。